

## 特別養護老人ホーム整備事業者公募に係るFAQ(R4.4.21時点)

(1)	<p><b>【質問】</b> 補助金の交付対象となる定員数の上限はあるのでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 募集規模の範囲内であれば、広域型の定員数に上限はありません。地域密着型の定員数(ショートステイ除く)は29人以下です。</p>
(2)	<p><b>【質問】</b> 耐震の構造として、広域型は用途係数1.25を採用することとされていますが、これは必須なのでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 広域型は開所後に福祉避難所となることから、耐震性に優れた設計であることが必要です。そのため、RC造の場合は用途係数1.25を採用、その他の構造の場合は用途係数1.25を採用したRC造相当の耐震性を確保することを必須とします。</p>
(3)	<p><b>【質問】</b> ヒアリングには理事長、施設長予定者の出席が求められていますが、健康的理由(高齢)で理事長が欠席する場合、業務執行理事が代理出席することは可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 理事長が欠席する場合、代理者が出席することは可能ですが、審査の過程で減点される場合がありますのでご注意ください。</p>
(4)	<p><b>【質問】</b> 今後、公有地の公募があった場合、公有地応募と民有地応募を同時に出願することは可能でしょうか。また、複数の民有地に対して同時に出願することは可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 可能です。</p>
(5)	<p><b>【質問】</b> 広域型をオーナー型で整備することは可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 今回の公募では、オーナー型での整備は地域密着型のみとします。</p>
(6)	<p><b>【質問】</b> 市中金融機関からの借入を予定している場合、事業計画書に融資証明等を添付することとなっていますが、融資証明以外にどのような書類が認められるのでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 条件付きの融資証明や、融資を行う意向があること表明する書類等、融資を受けられる予定であることが確認できる書類(金融機関が作成したもの)を提出してください。</p>
(7)	<p><b>【質問】</b> 運営中の特別養護老人ホームの移転・定員増を計画した際に、既存定員にかかる改築部分について補助金は交付されるのでしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 既存定員にかかる改築部分については、補助金の交付対象外です。</p>
(8)	<p><b>【質問】</b> 定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金は、普通借地権設定の場合も対象となりますか？</p> <p><b>【回答】</b> 一定の条件を満たせば、普通借地権設定も対象となります。条件の詳細はお問い合わせください。</p>
(9)	<p><b>【質問】</b> 仮申請書を提出しなかった場合でも応募は可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 可能ですが、できるかぎりご提出をお願いします。</p>
(10)	<p><b>【質問】</b> 計画が具体的になっていなくても、事前相談は可能でしょうか。</p> <p><b>【回答】</b> 可能です。</p>

※FAQにつきましては、随時更新する場合があります。